

提案 41

州下院議案639 2013年～2014年定期総会(案727、2013年度制定)により提案されたこの法律は、California憲法の条例第XVI条に従って州民に提出された。

本提案された法律は、軍人及び退役軍人法規に項を追加するものであり、従って、追加すべき新規条項は斜体で印字され、新規であることを示す。

提案された法律

第1項。第5y条(第998.540項より開始)が軍人及び退役軍人法規の第4部門の第6章に追加され、以下のように言及される：

第5y条。退役軍人住居及びホームレス防止  
2014年公債法令

998.540.本条は、退役軍人住居及びホームレス防止2014年公債法令として認識され記述される。

998.541.(a) California州にはほぼ二百万人の退役軍人がおり、米国の他のどの州よりも多く、イラクとアフガニスタンでの戦争が縮小されるにつれ、空前の人数のCalifornia州退役軍人が当地のコミュニティに戻ってくるが、その多くは住宅、職業、精神衛生、薬物治療、リハビリテーションを必要とする。

(b) 残念ながら、California州は又、ホームレス退役軍人数でも全米最大であり、約25パーセントの全米ホームレス退役軍人がCalifornia州におり、その数は約19,000人である。California Research Bureauによれば、ホームレス退役軍人数ではLos Angeles が第一位であり、San Diego地域が第三位、そしてSan Franciscoベイエリアが第九位である。

(c) さらに、全米のホームレス退役軍人の人口内訳は変化しつつあり、OIF/OEF退役軍人ホームレスは縮小し、女性退役軍人及びその子供たちがホームレス退役軍人の人口統計のより多くの部分を占めるようになった。

(d) 心的外傷後ストレス障害、薬物乱用、失業の割合が高くなるとともに、また女性退役軍人が経験した性的トラウマの高発生率により、現在のホームレス退役軍人はしばしば、刑務所、病院、治療プログラムの出入りを繰り返し、生活の安定のための適切な支援サービスを受けることがなく、本来の支援サービスが減少しつつある。

(e) 私たちの退役軍人が必要とする住宅に対処するために、議会は、包括的で、よくまとまり、かつ費用効果の高い方法をとらなければならない。そのような方法は、公共及び個人的なリソースが強化され、且つ住宅と支援サービスが連携されなければならない。

(f) 五年前に、California州民は圧倒的多数で提案12を承認することで、退役軍人に対する感謝の意を表わしており、この提案は、九億ドル(\$900,000,000)の一般保証公債によりCalVet住宅ローンプログラムを通じて、特に、退役軍人の単一世帯住宅、農場、モバイルホームの購入を支援することを意図したものであった。

(g) 米国の経済危機及び州の住宅下落と退役軍人の人口統計の変化とが組み合わさった結果、提案12により承認された農場及び住宅ローンプログラムの実施度は極端に低かった。提案通過後の五年間、九億ドル(\$900,000,000)全額が未使用で残り、2000年に承認された提案32からの五億ドル(\$500,000,000)も未使用のまま残っている。

(h) 一方、退役軍人のための廉価で支援の手が行き届く従来型の複合住宅の必要性が充足されないまま、またこれらの目的のための公共及び個人のリソースが活用されずにいる。

(i) California州有権者は、提案12退役軍人の公債プログラムを再建する機会を承認し、住宅の必要性及び現在の退役軍人人口の変化に対処すべきである。

(j) 退役軍人住居及びホームレス防止2014年公債法令は、既存の提案12公債による資金である六億ドル(\$600,000,000)を再建し、退役軍人のための複合住宅の建設及び改築、ならびに住宅と支援サービスとを整合させる計画を優先させるものである。この公債による基金の再建をもってしても、法令には既存するCalvet農場及び住宅ローンプログラムに対する五千万ドル以上の予備金がある。

(k) 退役軍人住居及びホームレス防止2014年公債法令は、退役軍人のための住宅及び支援サービスの選択肢を拡張し、高い費用効果で公共資金を強化し、ホームレス退役軍人数及び付随公費を低減させ、2015年までに退役軍人のホームレス状況を終結させるという全米の努力においてCalifornia州を先駆とさせる。

998.542.(a) 州一般保証公債法(政府法規第2編第4部門第3部第4章(第16720項から開始))は、ここで記述されたものは除き、必要に応じて修正され、公債の発行、販売、返済の目的で採択され、本条に承認されて発効され、且つその法律条例は全て本条に制定されている。「ここで」参照される本条のすべての文献は、本条及びその法律である。

(b) 州一般保証公債法の目的のために、退役軍人部門を専門役員会とした。退役軍人部門は役員会の責務を担い、California州の住宅金融支援機構ならびに住宅及びコミュニティ開発部門と協議する。

998.543.ここで使用するように、次の文言には次の意味がある：

(a) 「役員会」とは退役軍人部門を意味する。

(b) 「公債」とは退役軍人の公債であり、州一般保証公債法の条項に適合して、本条に従って発行された州一般保証公債のひとつである。

(c) 「公債法令」とは、州一般保証公債の発行を許可する条を意味し、州一般保証公債法を参照して採択している。

(d) 「委員会」とは、退役軍人のための住宅金融支援委員会を意味し、第998.547項に従って確立された。

(e) 「基金」とは、退役軍人のための住宅基金を意味し、第998.544項に従って確立された。

998.544.(a) 総額六億ドル(\$600,000,000)或いはそのうちの必要な部分で、返却公債の金額は含まない、或いは、そのうちの必要な分で、副項目(b)で表現された目的を実施するために使用される基金を提供するために発行され販売され、政府法規の第16724.5項に従って一般保証公債経費回転基金に払い戻される。公債が販売された場合、California州の法的有効性及び拘束力となり、California州の十分な信頼と信用に基づいて公債の利息と元金が定期払いされることが約束され、元金と利息として公債が満期になり次第支払われる。

(b) 本項に従って発行され販売された公債は、基金調達目的のため役員会に利用可能とさせ、退役軍人住居及びホームレス防止2014年公債法令(第3.2条(第987.001項より開始))及び退役軍人及びその家族に住宅を提供する目的のためのそれ以後の実施修正法或いは継承されるいかなる法令の実施、規定或いは修正に従って退役軍人及びその家族のために複合住宅を提供する。

(c) 議会は随時、多数決投票により、プログラム効率、有効性、説明責任、或いはプログラムの本旨をさらに拡大する目的でこの法令条項を修正することができる。

(d) 本条に従って発行され販売された公債の売上金は、この目的で設立される退役軍人のための住宅基金に預けられる。

998.546.本条により承認された公債は、州一般保証公債法(政府法規第2編第4部部門第3部第4章(第16720項より開始))、において記述されているように、準備、実施、発行、販売、弁済され、また政府法規の第16727項の副項目(a)及び(b)を除く、その法規の全条項及び本条に適用され、且つここにおいて本条によりすべて制定されているごとく、本条に統合される。

998.547. 州一般保証公債法に従い、本条により承認された公債を発行及び販売を承認するという唯一目的のために、ここに退役軍人のための住宅金融委員会が設立される。本条の目的のための、退役軍人のための住宅金融委員会は、州一般保証公債法において使用されている文言である「委員会」である。委員会は、会計監査官、財務担当官、財務理事、事業、消費者、サービス及び住宅責任者、そして退役軍人部門担当官或いは指名代理人より構成される。財務担当官が委員会の議長を務める。委員会の大多数は委員会のために行動をとることができる。

998.548. 委員会は、第998.544項で指定された活動を実施するために、本条に従って承認された公債の発行が必要或いは好ましいか否かを決定し、そうであれば、発行及び販売すべき公債の数量を決定する。これらの活動を前進的に実施するために、公債の継続発行と販売が承認され、また発行が承認された公債はすべて一度に販売する必要はない。

998.549. 各年度に同じ方法で徴収し、他の州歳入が徴収されるのと同時に、州の経常歳入に加え、各年度の公債の元金及び利息の支払いに必要な金額を徴収する。歳入徴収に関するいかなる任務とともに、追加合計金銭を徴収するために必要ないかなる活動もすべて実施することが法律により公職者全員に課せられる任務である。

998.550. 政府法規の第13340項にも関わらず、本条の目的のために、州公庫の一般基金からの振替として、以下の金額と等しい金額が存在する：

(a) 公債の元金及び利息が支払い満期となった場合、本条に従う公債の元金及び利息の支払いに必要な年次合計金額。

(b) 会計年度とは無関係に、第998.551項の実施のために必要な合計金額。

998.551. 本条の実施目的のために財務理事は、本条の実施目的のために委員会により販売が承認されているが未販売の公債の額面を超えない金額を一般財源から引き出すことが許可することがで

41

きる。引き出したいかなる金額も一般財源に預ける。本条に従い利用可能である資金はいかなる金額でも、本条の実施目的のための公債の販売から発生した売上は一般財源に戻す。

42

998.552.公債発行費用支払いに使用されたプレミアム金額以上を販売した公債のプレミアム及び未払利息から派生した基金に預けたすべての資金は、基金に積み立てて、公債利息の出費を一般財源の貸し方として記入する。

998.553.政府法規第2編第4部門第3部第4章(第16720項より開始)に従って、公債発行費用の全てまたは一部は、公債の販売から派生したプレミアムを含め、公債売上から支払うことができる。この費用は、本公債法令を通じて基金調達される各プログラムに比例分配される。

998.554.本条の実施目的のために、政府法規第16312項に従い、役員会は、共同投資役員会に、これのみには限定されないが、商業手形を含めた、暫定的融資の別の承認形式などの共同投資口座からのローンを出すように要請することができる。要請金額は、本条の実施目的のために委員会が決議により販売承認した未販売公債の額面を超えない。役員会は、ローンを得て払い戻すために、共同出資役員会により要求されたいかなる文書でも執行する。ローンはいかなる金額でも、本条に従って役員会により割り当てられた基金に預けられる。

998.555.公債は、州一般保証公債法の一部である、政府法規第2編第4部門第3部第4章第6条(第16780項より開始)に従って払い戻すことができる。本条において記述された公債発行に対する州有権者の承認には、本条に基づいて最初に発行された公債を払い戻すために発行されたいかなる公債、或いは以前に発行された払い戻す公債の発行の承認が含まれる。

998.556.本条の他の条項或いは州一般保証公債法の他の条項とは関わりなく、財務担当官は公債売り上げの投資用及びこれら売り上げ収益の投資用として別の口座を維持することができる。財務担当官は、リベート、罰金、或いは連邦法により要求される他の支払いに、売り上げまたは収益を使用または使用を指示して支払うことができ、また州の資金の恩恵のために連邦税法に従って他

の特典を得るために、連邦税法に従って要求されるまたは好ましい公債売り上げを使用することができる。

998.557.議会はここにおいて、本条により承認された公債の販売売上である限り、California憲法の条例第XIII B条において使用されている文言として「税金売り上げ」ではなく、これら売上の支払いは、該当条により科せられる制限には従わないことを見出す或いは宣言する。

## 提案 42

上院発案の憲法修正案修正3、2013年～2014年 定期総会(決議第123案、制定2013年)により提案された修正案は、そこにある項を明示的に修正することによりCalifornia憲法を改正し、従って追加すべき新規条項は斜体で印字され、新規であることを示す。

### 条例第1条第3項及び条例第 XIII B条第6項に対し提案された修正案

第一 — 条例第1条第3項は以下のように修正して言及される：

第3項。(a) 市民は自身の代理人を指示し、政府に対し不平是正を請願し、及び公益を求めるために自由に集会する権利を有する。

(b) (1) 市民は自分たちの営みに関する情報にアクセスする権利を有し、従って公共組織の会議及び公職者や地方自治体の文書は一般公開されるべきである。

(2) この副項目の発効日で有効となるものを含め、法令、法廷規則、その他の権限は、市民のアクセス権を広げる場合は広く解釈され、アクセス権が制限される場合は狭く解釈される。法令、法廷規則、その他の権限であって、この副項目の発効日後に採択されたものでアクセス権を制限するものは、制限に保護される関心事及びその関心事を保護する必要があることを実際に示すことがわかる場合に、採択すべきである。

(3) この副項目のいずれも、第1項により保証されるプライバシーの権利よりも優先せず又はその権利を変更せず、或いは、治安官の公的行動または専門的資格に関する情報の発見或いは開示を管理する法令手順を含め、プライバシーの権利を保護するという意味において、いかなる法令、法廷規則、その他の権限の制定にも影響を及ぼさない。

(4) この副項目のいずれも、第7項において記述されているように、人が貧困生活を送らない、自由である、法律の正当な手続きなしの所有、或いは法律により等しく保護されることを拒否されないことを保証することを含め、この憲法のどの条項からも優先せずまたは条項を変更することもない。

(5) この副項目は、明示的にも暗示的にも含蓄的にも、この副項目の発効日で有効である公記録または公共組織の会議へのアクセス権以外の、いかなる憲法或いは法令も無効或いは廃止するものではなく、これには法執行及び起訴の記録の秘密性を保護するいかなる法令も含まれ、ただしこれのみには限定されない。

(6) この副項目のいずれも、州法の条例第IV条第7項、或いはこれら条項の派生から採択された議会規則により提供される、議会の議事録及び記録、議員及びその職員、委員会、幹部会は無効または廃止されるものではなく、或いは議会、議員及びその職員、委員会、幹部会の審議に関する司法或いは行政的手続きにおける許容発見の範囲に影響するものではない。

(7) 段落(1)で示したように、公共組織の会議、及び公職者及び地方自治体の文書に一般人が確実にアクセスできるようにするには、各地方自治体がここにおいてCalifornia公記録法令(政府法規第1編7部門第3.5章(第6250項より開始))及びRalph M. Brown法令(政府法規第5編第2部門第1部門第9章(第54950項から開始))を順守することが要求され、ならびにこれらいずれかの法令を修正する後続法制定、後続法令の制定、或いは本項の目的を助長する法律制定が実際に示される後続法令の修正を順守することが要求される。

第二 — 条例第XIII B条第6項は、修正され以下のように言及される：

第6項(a) 州議会或いは州機関が、地方自治体に新規プログラム或いは更に高いサービスレベルを命令する場合、州は地方自治体はそのプログラム或いはサービスの増加レベルにかけた費用に補助金を提供するが、議会は以下の命令に対する補助金は提供する必要はない：

(1) 影響を受けた地方自治体から議会命令を要請された場合。

(2) 議会が新犯罪を定義中或いは犯罪の既存定義を変更中の場合。

(3) 議会命令が1975年1月1日以前に制定された場合、或いは1975年1月1日以前の州知事命令或いは最初に議会制定を履行した規制の場合。

(4) 議会命令が条例第I条第3項副項目(b)段落(7)の範囲内の法令に含まれる場合。

(b) (1) 段落(2)に記述されていることを例外として、2005~06会計年度及びそれ以降の会計年度では、地方自治体の請求が前会計年度において決定した、法律に従って州が支払った費用に対しては、議会は年間予算法令において、以前に支払わなかった金額を全額支払う、或いは法律によって規定された方法により年間予算法令が適用可能な会計年度に対しては指示を保留する。

(2) 2004~05会計年度以前に発生した費用であって2005~06会計年度以前には支払われていなかったものに対する支払い請求には、法律によって規定されるように、数年間に渡って支払われる。

(3) 従価資産税の歳入は、新規プログラム又は更に高いレベルのサービスの費用に対する地方自治体への弁済には使用されない。

(4) この副項目は命令が影響を及ぼす市、郡、市及び郡、或いは特別区のみ適用される。

(5) この副項目は、手続き上の或いは実質的な保護、権利、或いは地方自治体職員又は退職者、或いは将来、現在、過去の地方自治体雇用から生じる、影響を受ける或いは直接関係する、及びこの項に従う命令を構成する、地方自治体職員団体の就業状況を提供或いは認識するための要件には適用されない。

(c) 命令された新規プログラム或いは更に高いレベルのサービスには、州から市、郡、市及び郡、或いは州が以前に全体又は部分的な財務責任を負っていた要請されたプログラムに対する全体又は部分的な財務責任を持つ特別区への議会による移転が含まれる。